

8. 被保険者資格証明書の明細書（特別療養費）の提出方法について

被保険者資格証明書とは、被保険者（患者）が一旦窓口で全額支払い、後日患者が保険者に申請して自己負担分を控除した金額が償還される制度（療養費払）で、医療機関は患者に領収書を渡して届出書を保険者（国保連合会経由）に提出することとなっています。

保険医療機関等の取り扱い

特別療養費に要した費用を全額受け取った領収書の発行と届出書を提出するが、この届出書の取り扱いについては次のとおりです。

- ① この届書の様式は、診療（調剤）報酬明細書（以下「レセプト」という）を使用するが、この場合一般の診療報酬と区別する必要があるため、レセプトの**上部中央の余白に『特別療養費』と朱書する**。また、国保連合会に提出する際には、別綴じにして提出する。

※ レセ電医療機関（オンライン、媒体請求共）の場合であっても、電子データではなく紙レセプトで必ず提出する。（オンライン又はFD等には含めません。）

- ② 当該保険医療機関等は、下記の事項を記載したレセプトを国保連合会（保険者から審査委託）に提出。

ア) 当該保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者の名称及び所在地、医療機関コード、保険種別

イ) 療養を受けた被保険者の氏名、性別、生年月日

ウ) 傷病名、診療開始日、診療実日数、転帰及び療養内容

エ) 療養につき算定した費用の額

オ) 保険者番号及び被保険者資格証明の記号番号

- ③ このレセプトは、各月分について翌月 10 日までに国保連合会に提出。

- ④ 診療報酬請求書及び明細書と別に綴じ、受領書(総括票)及び請求書には、件数、点数等は含めない。

- ⑤ 当該レセプトは単独で別封筒等に入れ提出。

※ 一般医療費との混在防止並びに紛失防止のため

参考

国保連合会は、審査を行い、その結果を当該保険医療機関等に対し、書面により通知することとされております。

なお、書面は、送付されたレセプトの写しを使用して差し支えないとされていることから、現行ではレセプトの写しを使用して通知しております。